

(市との契約に関する遵守事項)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員が代表を務める法人その他の団体は、市との許認可申請、工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。